

# 損保ジャパンのみなさんへ 小畑さんのたたかいは法廷の場に 第一回裁判は傍聴席に入りきれない人で あふれていました。

小畑さんの第1回裁判は10月4日大阪地裁610号法廷で開かれました。24席の傍聴席に対して、当日は小畑さんを支援する人たち71名が大阪地裁に詰めかけ、法廷前の廊下は法廷に入りきれない人であふれていました。

次回裁判は12月6日(金)午後1時15分から、前回と同じく610号法廷で開かれます。

## 報告集会も多くの仲間で開催に！

裁判当日の夕方より行われた報告集会には、裁判傍聴に参加した仲間に職場帰りの仲間も加わり、51名の参加者で会場はあふれていました。弁護士の方からは小畑さんの闘いの意義が語られ、参加者からはそれぞれ小畑さんの人となりの素晴らしさ、損保ジャパン経営への批判、たたかいへの決意が語られました。

多くの参加者が裁判を直接傍聴できるように、裁判所に大きな法廷での開催を求めること、そのために運動の輪を大きく広げる決意も語られました。



小畑裕久さんは、日産火災で27年、損保ジャパンで11年、38年間、自動車損調・火新損調の最前線の現場で一生懸命働いてきました。

60歳の定年をひかえて、再雇用を希望しましたが拒否され、「異議申し立て」をして会社と交渉してきました。会社からは明確な理由も示されないまま時間切れとなり、小畑さんは退職を余儀なくされました。

4月以降も、厚生労働省や大阪府の相談窓口を通じ申請・相談をし、何とか解決の道を図ろうとしてきましたが、会社は話し合いのテーブルにすらつきませんでした。そのため、小畑さんは、やむなく提訴に至りました。

# 「退職強要」をはね返す4カ条

損保ジャパンと日本興亜では、200名の希望退職と人数を定めない転進チャレンジ制度の通達が出されています。

人員削減の目標を達成するために、辞める気持ちのない人に退職強要をおこなうようなことがあってはなりません。

これまでも「希望」退職の名の下に、水面下で退職強要が繰り返されてきました。

退職強要の面談で共通に使われる言葉が、「あなたに働く場所はありません」「再就職支援会社に行きなさい」というものです。

そんな事態に備えて、「退職強要をはねかえす4カ条」を紹介します。

## 1. ルールにもとづいて堂々と

「私はこの会社に残ります」—この一言があなたと家族の生活を守るたしかな力です。  
「本人の同意」なしに退職を強要することは出来ません。これが社会のルールです。

## 2. 「イエローカード」で警告を

それでも会社は、「同意」を迫ってくるでしょう。

その時は、「これ以上の説得や面談はやめてください」ときっぱり！

## 3. 「レッドカード」を出しましょう

この“警告”を無視して、『同意』するまで面談をやる」「応じなければ職場はない」などと迫れば違法です。

「労働基準監督署か弁護士に相談します」とレッドカードをだしましょう。

## 4. 労働基準法は「不利益扱い」を禁止。ひとりで悩まずみんなで相談を

そうはいつでも、「後でどうなるかが心配だ」と悩んでいる方も多いでしょう。

そんな時のために、労働基準法には「労働者を守るルール」があります。

悩んでいるのはみんな同じです。職場の仲間と相談しましょう。

「三人よれば文殊の知恵」、知恵も勇気も出てきます。

小畑さんの職場復帰を実現する取り組みは、大企業に社会的責任を果たさせ、雇用を守り、ひいては産業の健全な成長を図ることを求めるものです。

お気軽にご相談ください… 秘密は厳守します

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会

〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目3-10 大阪屋道修町ビル3F 大阪損保革新懇気付 TEL06-6232-1095

北大阪総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14-16 西天満パークビル3号館10F TEL06-6365-1132

担当 徳井義幸弁護士、谷真介弁護士

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会 2013年10月第5号

〒541-0045 大阪市中央区道修町3-3-10 大阪屋道修町ビル3階 大阪損保革新懇気付 TEL06-6232-1095